



武道館の施設

1. 開館日時

休館日は年末年始（12月29日から1月3日まで）とし、休館日以外は毎日8時30分から21時まで開館します。

なお、受付時間は、休館日以外の毎日8時30分から20時までとなります。

2. 利用方法

(1) 許可の申請

ア 団体利用

利用開始20日前までに、規則で定める申請書を提出して、許可を受けてください。

イ 個人利用

(ア) 利用できる場所を事務室で確認のうえ、自動券売機で利用券を購入してください。

ただし、個人の学生の1ヶ月単位の利用者は、従来どおり申請手続きをしてください。

(イ) 無料の利用者について

利用に当たっては、高知県・高知市長寿手帳、療育手帳・身体障害者手帳・障害者手帳・戦傷病者手帳、又は被爆者健康手帳の所持者とその介護者（1名）は無料です。

最初の利用に際し、登録が必要ですので、各種手帳を持って事務室までお問い合わせください。

(2) 利用料

利用の許可を受けた者は、規則で定める利用料を財団法人高知県スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が指定する日までに納入してください。

3. 利用の取り消し等の届出

利用の許可を受けた者が利用を取り消し、又は利用期間を変更しようとするときは、財団の職員（以下「職員」という。）に、その旨を直ちに届け出て、指示を受けてください。

4. 利用する場合の留意事項

大会や日常練習を良い環境の中で効果的かつ安全に実施するため、次のことを遵守してください。

(1) 大会等の利用

ア 利用申請に当たっては、計画全般について、職員と詳細な打ち合わせを行い、運営に支障がないようすること。特に駐車場については、担当者を決めて主催者の責任において、整理に当たること。

イ 会場の運営及び撤去については、職員の指示を受け、主催者において行うこと。使用した設備及び備品は、終了後に職員の点検を受けること。

ウ 利用中事故が起きないように安全に留意するとともに、事故に備え、救急体制を確立しておくこと。万一事故が起きた場合には、必ず職員に報告すること。

(2) 利用者心得

ア 利用許可時間を守り、利用後は速やかに退館すること。

イ 閉館時刻には、速やかに退館すること。

ウ 入館・退館時には、代表者が職員に連絡すること。

エ 危険を起こすおそれのある行為をしたり、建物・器具等を汚損したり損壊するおそれのある行為をしないこと。

オ 所定の場所以外での喫煙や火器は使用しないこと。

カ 貴重品は、各自の責任において保管すること。

キ 使用に当たっては、善良な管理者（自己所有物に対する注意よりも一層高い程度）の注意をもって利用するとともに、忘れ物をしないよう留意すること。

ク 自動車・自転車・バイク等は、本館の置き場に整理整頓して置くこと。

ケ 施設、設備、備品等を損傷したり滅失したときは、職員に届け出て指示を受けること。

コ 館用駐車場、西庁舎駐車場における交通事故等については、利用者責任とすること。

サ 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例、又は同規則に違反するときは、利用許可を取消し、又は利用を停止することがあります。

シ 畳作業の時間には、当該施設の利用はできません。この畳作業の時間は、大会日程の都合により、変更する場合がありますので、御注意ください。

ス 利用種目によっては、畳の敷設状態では使用できない場合がありますので、御確認ください。

(3) 利用日程表略記号の見方

(全)・・・3F 試合場全面使用

(東半)・・・3F 試合場東半面使用

(西半)・・・3F 試合場西半面使用

(研)・・・研修室使用

(会)・・・会議室使用

(マ)・・・拡声装置使用

お問い合わせ先

県民体育館 TEL:088-831-1166 武道館 TEL:088-825-1271

青少年センター TEL:0887-56-0621 青少年体育館 TEL:088-891-5331

春野総合運動公園 TEL:088-841-3105